

講師認定基準

2004年12月17日制定

2005年12月16日改正

2006年7月28日改正

2010年12月20日改正

2020年1月30日改正

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が運営する公認情報セキュリティ監査人資格制度（以下、「資格制度」という）の講師認定に係る基準を定めることを目的とする。

第2条（講師の種類）

講師の種類として、以下を設ける。

1. 協会認定研修・トレーニング講師（以下、「研修・トレーニング講師」という）

第3条（研修・トレーニング講師の講師認定基準）

研修・トレーニング講師の講師認定基準は以下の通りとする。

1. 自ら研修・トレーニング講師としての技能を維持向上に努めることができる。
2. 研修・トレーニング講師としての資質を備えていること。
 - i) 多くの受講者を対象とした講義ができる。
 - ii) 講義技術があり、受講者の集中力を高めることができる。
 - iii) 研修・トレーニングコースの内容を正確かつ平易に説明できる。
 - iv) 受講者の理解度を察知し適切な対応をする。
 - v) 進行のペースを適宜調整しながら全ての研修・トレーニングコースを消化できる。
 - vi) 受講者からの質問に対する確に回答できる。
 - vii) 講義中の突発事項に適切に対応できる。
3. 公認情報セキュリティ主任監査人、又は公認情報セキュリティ監査人の有資格者であること。
4. 模擬講義による実技審査の結果、評価担当者2名からの推薦を受け、資格認定委員会により、研修・トレーニング講師として相応しい能力があることが判定されること。

5. 講師に従事するに当たり適切な倫理観を有する人物として推薦者より推薦を受けること。

第4条（認定手続き）

研修・トレーニング講師の認定の手続きは以下の通りとする。

1. 協会が定める模擬講義による実技審査を受ける。
評価担当者については、資格認定委員会にて任命する。
2. 以下の申請書類を準備し、資格認定委員会に提出する。
 - i) 様式 T1 研修・トレーニング講師認定申請書
 - ii) 様式 T2 模擬講義による実技審査の結果
 - iii) 様式 T3 講師経験報告書
 - iv) 様式 T4 保有資格報告書（講師資格）
 - v) 様式 T5 推薦書
3. 資格認定委員会で申請書類の内容を確認し、相応しい能力があると認められる場合には、研修・トレーニング講師として認定する。
4. 講師認定申請手数料を 50,000 円(消費税別)とする。

第5条（認定後の評価）

1. 研修・トレーニングコースの最後に研修・トレーニングコース認定基準 第5条（受講者アンケート）に定める受講者アンケートを実施し、受講者による研修・トレーニング講師の評価を行う。
2. 資格認定委員会は、受講者アンケートの講師評価の平均が基準点（3.0 ポイント）未満の場合は「要観察」として、改善に向けた指導を行う。
「要観察」となった研修・トレーニング講師は、次回の講習実施時の受講者アンケートの結果により、以下の取り扱いとする。
 - i) 基準点以上の評価の場合には、「要観察」を解除
 - ii) 基準点未満であるが改善された場合、又は未改善であるが 2.5 ポイント以上の場合には、「要観察」を継続
 - iii) 上記 i)、 ii)以外の場合には、研修・トレーニング講師資格を停止し、模擬講義による実技審査を受けることにより「要観察」に復帰
3. 資格認定委員会は講師として言動が不適切な場合には、当該講師を要改善とし、当面の講師活動を停止させる。「要改善」となった研修・トレーニング講師は、言動に改善が認められた場合、「要改善」は解除される。
4. 原則として 6 ヶ月以上経過して「要観察」または、「要改善」が解除されない場合は講師認定を取り消す。

第6条（規程の変更）

本規程の改定は資格認定委員会の議決による。

第7条（その他）

本規程に定めのない事項については資格認定委員会において別途定める。

附則 本規程は、2004年12月17日より適用する。

本規程は、2005年12月16日より改正する。

本規程は、2006年7月28日より改正する。

本規程は、2010年12月20日より改正する。

本規定は、2020年4月1日より改正する。